大道寺繁郷 『越城亀鑑』 ―延享二年~寛延二年-

田中丈敏

はじめに

福井藩越前松平家は関ヶ原合戦後の慶長六年(一六〇二)、結城秀厚の半知など幾度となく危機が訪れたものの、江戸時代を通じて一八代、およそ二七〇年にわたって越前国を支配してきた。しかし結城秀康より二代忠直―三代光長―四代忠昌―五代光通―六代昌親―七代綱昌―八代吉品(六代昌親再封)―九代吉邦―一〇六代昌親―七代綱昌―八代吉品(六代昌親再封)―九代吉邦―一〇六代昌と続いた血脈は、一一代宗矩を最後として途絶え、以後は徳川家より養子を迎え、また養子が生んだ子により越前松平家の家督が継承されていくことになった。

その始まりとなったのは、一一代宗矩の後を相続した一橋徳川

逆来一二弋重書の豪子入りよー一弋宗恒こよる家各早各軍年間福井藩政を担った。

藩主に就任し、寛政一一年(一七九九)五二歳で致仕するまで四一

重昌の死後は実弟(一橋宗尹三男)重富がその養子となり一三代

従来一二代重昌の養子入りは一一代宗矩による家格昇格運動とし

格を古来に復すことを意図としたとされる。
て捉えられており、貞享の半知により打撃を受けた越前松平家の家

料は冒頭 とが課題として残されているが、本稿ではその契機として血脈変化 脈の変化により福井藩制 松平家に養子入りした経緯などについて記載されている。 家・徳川御三卿家の関係、及ぼした影響を具体的に解明していくこ 御三卿家の流れに変わった画期であり、その転換期である。 入候濫觴」とあり、 の端緒となった重昌の養子入りに関わる史料の翻刻・紹介をしたい それが福井県立図書館保管松平文庫の 本事例は福井藩越前松平家の血脈が結城秀康以来の流れから徳川 (事書) 部分に「刑部卿様御嫡子様御当家え御養君ニ被為 一橋宗尹嫡子小五郎 (政) 及び家臣団、 [越城亀鑑] (後の重昌) 幕府・ 福井藩越前松平 である。 が福井藩越前 この血 本史

有之や、 郎繁郷入道遊翁 望付難黙止書写進申候、 年 他見之儀は御用捨可被下候、 K 御留守御用・奏者席 (一七一七) 友山隠居後江戸にて召し抱えられ、若殿様御取次・江戸 大道寺重高(繁郷)である。繁郷は『武道初心集』・『越叟夜話』・ 『落穂集』などの著作で知られる大道寺友山を父に持ち、 著者は福井藩において重昌の養子入りを担当した一人、 「此書は某御内用相勤候節之覚書也、 (一七七三) 尤文談愚盲之儀、 繁郷八五歳時に、 (花押) (御用人・御奏者番兼)を歴任した。 自己之覚書ニ候故年号・時日等聊相違も可 八十五歳書 只実事を以書留候を其侭書写し進申候 不備 一三代重富が秘蔵していた本書の 安永二癸巳冬至日 狛帯刀殿」とあり、 深秘置処御聞及、 大道寺孫九 本書奥書 享保二年 達て御所 御用 安永二 人

> 上したものである。 年在を知り大変所望したので書写し、家老狛伊勢守澄賢を通して呈

年体で記載されており、附録も付されている。年(一七五八)一二代重昌が死去し、一三代重富が相続するまで編年(一七五八)一二代重昌が死去し、一三代重富が相続するまで編記事は後述するように延享二年(一七四五)から始まり、宝暦八

年の一二代重昌家督相続までの五年間分を翻刻・紹介する。本稿では紙幅の関係上、『越城亀鑑』のうち延享二年から寛延二

松平重昌の養子入り

家よりの養子入りの口上書(内願)を提出した。
用取次小笠原政登(福井藩御用頼)に、宗矩の官位昇進および将軍参勤を行った。参勤後、福井藩留守居浅井源左衛門より幕府御側御本史料の記載は延享二年より始まる。この年松平宗矩は江戸への

添削後受領された。 まもなく小笠原より口上書を返却してもらった後再度加納へ提出、府西丸若年寄加納久通へ小笠原に提出した内願承知の有無について、翌日再度加納のもとに赴き、小笠原へ提出の口上書控えを提出したが、加納よりは「石州え被仰込候儀を我等取扱候では不宜」としたが、加納よりは「石州え被仰込候儀を我等取扱候では不宜」としたが、加納よりは「石州え被仰込候儀を我等取扱候では不宜」とのことで、小笠原より口上書を返却してもらった後再度加納へ提出、のことで、小笠原より口上書を返却してもらった後再度加納へ提出、のことで、小笠原より口上書を返却してもらった後再度加納へ提出、のことで、小笠原より口上書を返却してもらった後再度加納へ提出、お削後受領された。

翌延享四年正月、加納の紹介により当時「御側第一之仁」であっ

Minutio。 と、同一五日薮より(宗矩養子については)後日沙汰があると伝達矩の実子の有無について問い合わせがあり一人もいない旨返答するた幕府本丸側衆藪忠通へ面会。四月に幕府本丸老中酒井忠恭より宗

東際正式に宗矩の養子決定が伝えられたのは同年六月一二日のことではあるが、『国事叢記』によれば五月二九日に幕府老中堀田正とではあるが、『国事叢記』によれば五月二九日に幕府老中堀田正外記知喬・渡部左仲祐張・飯田作左衛門安至・秋田三五左衛門勝静ヵ外記知喬・渡部左仲祐張・飯田作左衛門安至・秋田三五左衛門勝静ヵの四名に養子入り御用が命ぜら心。

節思召書御親書」を認めている。 さて養子が決定した六月一二日、宗矩は「宗矩公御養子御貰受ノ

悲歎、 無出 仰渡安心之義冥加之至ニ候、右之御高恩何事を以可奉謝も無之 国之節不及仮養子、国元ニて不慮之儀候ハ、思召も可有之旨被 れ、本家相続高官・大録之身と成、 今日結構二被仰出冥加至極難有儀二候、我等事末家之次男に牛 追孝国家之為と徹骨髄、 扨婚姻調候上出生も候えは、 再昔に立帰候えは我等末家より当家間断を続候、 且我等血筋は不本意、何とそ御上御近き御連枝当家え被 剰奥方ニも先年不幸ニて当家正統之血筋絶果一入不堪 日夜心底之大願故、 血筋之義勿論ニ候え共、終に 婚姻迄上意之趣も有之、帰 度々婦人之事を セめて

> 至極二候、右二付ても此已後猶更外々え無失礼、 就安心之上之安心、 候ハ、、思召も可有之旨被仰渡候へは、我等に子共無之候ハ、 類共・家老・用人も申聞候え共、 の働無之様ニ可申付候、此旨何も可存候、以上 や、か様成重畳之御高恩先祖・国家え対シ誠ニ難有次第、大慶 貪着候キ、兼ては死後ニ成就と心得候処、年来之大願生前 誰か百年之齢なく、一度は当家之為可然御方可被為入と致覚悟 達候上は、 六月十二日 是迄家中之者共不審ニも可存候へ共、右之胸中故小事は無 況妾女不召遣、畢竟前ニ申ことく国元ニて不慮之儀 吹聴可申様も無之、我等いかなる冥加ニ候 先年御老中方え不致再縁旨申 末々迄かさつ 三成

このことを示していると思われる。 冒頭では宗矩が末家の次男として誕生したにもかかわらず、(思 は、宗矩はすでに享保一五年四月一八日の国許へ の初御暇御礼の際、吉宗より「仮養子之願可被指出候え共、実子出 生迄は仮養子之願申上二不及旨」の御前沙汰、ならびに「御上ニも の初御暇御礼の際、吉宗より「仮養子之願可被指出候え共、実子出 生迄は仮養子之願申上二不及旨」の御前沙汰、ならびに「御上ニも の可のことを示していると思われる。

去後幼年により相続は保留、享保六年一二月一一日吉邦の後を相続康の玄孫にあたる。宗矩は九代吉邦の仮養子となっていたが吉邦死宗矩は陸奥国白河新田藩主松平知清の次男として誕生し、結城秀

後室・養子を迎えることはなかった。した。享保九年宗昌の死去により一一代藩主に就任し本家を相続すした。享保九年宗昌の死去により一一代藩主に就任し本家を相続すした一○代宗昌の養子となり、享保一八年勝姫(吉邦娘)を正室と

は宗矩の生前に決定し、準備が進められることになったのである。再び昔日の将軍家家門としての血統に復すことを願っていた。養子「我等血筋は不本意、何とそ御上御近き御連枝」よりの養子を迎え、勝姫死去により結城秀康―忠昌系の血統は途絶えたため、宗矩は

| 常盤橋屋敷への引越

重昌の養子入りが決定した延享四年六月一二日、

重昌居住予定の

等ができていることを吉宗が評価したからであ 5 井藩上屋敷) 御殿建築場所の吟味が行われたが、常盤橋屋敷 0) いとの思召により決められたので、 入りは宗矩の身持・勤向がよく、 通へ願い出た。 養育は 当初霊岸島屋敷 仕置等を重昌に見習わせ、 宗矩の側近くで養育することにより平常の身 「思召違 (了簡違)」として受け入れら は大変狭く土地確保が困難なことか しかし薮より一橋宗尹嫡子の養子 (同中屋敷 立派に育ってほし 家法正しく仕置 霊岸島屋敷で 、の建築を薮忠 福

れなかった。

の内、添地として六六二〇坪余を拝領した([図1])。 あり、調査の上提出。同二五日隣地の御用地および酒井忠寄上屋敷た。一両日後堀田正亮より常盤橋屋敷および隣地の坪数調査の命がた。一両日後堀田正亮より常盤橋屋敷と隣の酒井忠寄上屋敷の間に十分これにより福井藩は常盤橋屋敷と隣の酒井忠寄上屋敷の間に十分

重昌御殿を建築するためには番人小屋を撤去する必要があったが、たため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋数十軒が建てられていた。以前は寛永寺宿坊に小屋掛けし一番手の番人を配置していたが、たため、常盤橋屋敷へ、二番手の番人は霊岸島屋敷へ配置していたが、屋敷・下屋敷などへ番人を配置することとなった。福井藩では一番屋敷・下屋敷などへ番人を配置することとなった。福井藩では一番屋敷・下屋敷などへ番人を配置する必要があったが、たため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋を撤去する必要があったが、たため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋を撤去する必要があったが、たため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋を撤去する必要があったが、たため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋を撤去する必要があったが、たため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋を撤去する必要があったが、



1 重昌御殿建築場所拝領添地 (「国事叢記」延享4年7月26日条)

殿建築場所が無事確保された。翌日二六日寛永寺火之番役は御免。番人小屋撤去が決まり、重昌御翌日二六日寛永寺火之番役は御免。番人小屋撤去が決まり、重昌御

三通目の口上書では、

①本紙書付の表書に「一

橋様御後見之儀_

三 松平重昌の家督相続

書付・口上書が堀田正亮に提出されている。三五歳)。一ヶ月後の一一月二二日、宗矩死後の藩政に関し三通の寛延二年一○月二一日、一一代宗矩は江戸にて死去した(享年

分仕置の後見を願い出ている。 一通目の本紙書付では冒頭で①享保六年九代藩主吉邦死去時の事 の、②一一代宗矩が後嗣なく病死した場合の対応(重昌養子入り決 場合に幼年期は越前松平家一門とも相談し藩政を執行していくが、 場合に幼年期は越前松平家一門とも相談し藩政を執行していくが、 場合に幼年期は越前松平家一門とも相談し藩政を執行していくが、 場合に幼年期は越前松平家一門とも相談し藩政を執行していくが、 場合に幼年期は越前松平家一門とも相談し藩政を執行していくが、 は、一種宗尹に重昌養子入り決 のが、「種宗尹に重昌養子入り決 のが、「重昌養子入り決

出書付とも承合の上で問題点を指摘した。

ある「於義丸幼年之儀を無覚束存候て申上候(ル)儀ニては毛頭無二通目の別紙書付では、一橋宗尹の後見を願う本紙書付の末尾に

御座」との記載についての弁明である。この文言は大御所吉宗が越御座」との記載についての弁明である。この文言は大御所吉宗が越御座」との記載についての弁明である。この文言は大御所吉宗が越御座」との記載についての弁明である。この文言は大御所吉宗が越御座」との記載についての弁明である。この文言は大御所吉宗が越

翌日堀田のもとに赴き提出した。堀田は書付を熟覧、更に二二日提たとする。②また書付は既に一橋徳川家家老とも内談済であり、聞き入れられなければ藩政に支障が生じる恐れがあるとする。翌二三日堀田より一橋宗尹後見願いについては、重要事項につき翌二三日堀田より一橋宗尹後見願いについては、重要事項につきと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていたと認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていた。

伝達した。対して福井藩側は本日提出の書付はあくまで(参考程度いかとし、そうであればこのたびの書付(願い)は受け取れないと箇所は見られず、堀田はこの願いが「御願望第一」・「奥意」ではな為入候様之御沙汰ニ相成候ハ、…」という箇所である。先書付に本為れは今回提出の書付にある「万々一上之思召を以一橋様直ニ被

の藩政を開始した(宝暦八年に夭死)。 した。また願い出ていた一橋宗尹の後見も了承され、重 である旨を伝え、本日提出書付を除き、書付は受領され に 同年一二月七日、無事に重昌が宗矩の家督を相続し、英 御覧に入れたまでであり、家中の願いは二二日提出

四 登場人物

	井左衛門尉酒井忠寄	大岡出雲守大岡忠光(御側御用取次)『寛	高井兵部少輔高井信房(御側御用取次)『寛	本多伯耆守本多正珍(老中)『寛』一一—	· 吉川源太夫加納久通家老
: 加納久通 : 本野忠之 : 水野忠之					

	長いライト	書まれ手 間	藩主に就任	た。	書付が本意	
・高林弥兵衛高林明慶(一橋徳川家用人)『寛』二―一九三	· 刑部卿一橋宗尹(徳川吉宗四男、一橋徳川家初代当主)	○一橋徳川家	· 喬松院大岡忠光母[天野重忠養女]『寛』一六—三一九	· 蔵次甚大夫堀田正亮用人	· 岩滝五兵衛堀田正亮用人	

○ 福井藩 (越前松平家)

·石川孫太郎………石川攻(一橋徳川家用人)『寛』一九—四

- 兵部大輔・徳正院・千次郎…松平宗矩(一一代) 伊予守忠昌……松平忠昌 (四代)
- 兵部大輔吉品……松平吉品 (六代・八代
- 伊予守吉邦………松平吉邦 (九代)
- 小五郎·於義丸……松平重昌(一二代)
- 同氏但馬守…松平直純(播磨国明石藩三代 [明石松平家四代])。
- 保一五年四月一六日条 同名但馬守………松平直常(播磨国明石藩二代 [明石松平家三代])、享
- 同性大和守……松平基知 (陸奥国白河藩二代 [前橋松平家三代])
- (同性)中務大輔…松平宗昌(越前国松岡藩二代、のち福井藩一○代
- 浅井源左衛門……留守居、二五〇石『履』 一一六〇
- 大道寺孫九郎……用人、五〇〇石(寛延二) 『履』四―一〇
- 天方数馬………用人、五〇〇石『履』一一三一
- 近藤十兵衛……右筆・家老中御用加役、一五〇石(延享元) 『履』 三―二四
- 明石縫殿………用人、七〇〇石『履』一—一七
- 大谷一(市)右衛門……留守居、二〇〇石·役料一〇〇石『履』二—一三
- 津田九右衛門……留守居、二〇〇石・役料一〇〇石『履』四―一一五
- 加藤長右衛門…聞番(留守居)、一五〇石・役料一〇〇石『履』二―一六五

春日井庄兵衛 荒木瀬兵衛… 飯田肉八……

·堀田正亮用人 ·酒井忠恭用人 ·數忠通家老

た。

岡部造酒助………家老(寛延二)、一五〇〇石『履』二一二

・芦田図書………家老(寛延元)、三五二五石『履』一―二

○一七年(福井県文書館)。いずれも『書名』巻数─頁数で表記した。会)、『履』は『福井藩士履歴[福井県文書館資料叢書九~一三]』二○一三~会)、『履』は『寛政重修諸家譜』一九六四~一九六七年(続群書類従完成

Ħ

- 家より養子入りしている。 一一代将軍徳川家斉の二四男、一八代茂昭は越前松平家分家の糸魚川松平(1)福井市編『福井市史』通史編二 近世、二〇〇八年。なお一六代斉善は
- 一九八八年、二七~三〇頁)(2) 松平文庫「越前松平家系図」(福井市編『福井市史』資料編四 近世二、
- 3 五郎 昭和四八年度、一九七四年〉)とし、松尾美恵子氏・舟澤茂樹氏は養子入り 昇した初例(「大名家格制についての問題点」〈『徳川林政史研究所研究紀要 格式とも絡めて分析した成果 および舟澤「福井藩の変遷と福井松平家」〈『日本海地域史研究』 の殿席と家格」 を要因として殿席[大広間から大廊下へ]が変化したとした(松尾「大名 で用いるのみで、 しかし本稿で取り上げる『越城亀鑑』 井博氏による、重昌養子入りに至る経緯・背景・意義について、官位や家格 吉宗が御三卿家よりの養子を許可した理由を述べている。また近年では永 一九九八年〉)。なお舟澤氏は註1・五三九頁で『越城亀鑑』の記述をもとに、 本事例を松平秀治氏は徳川御三卿家より大名家へ養子入り後に家格が上 .の養子をめぐって―」『茨城県立歴史館報』三二号、二〇〇五年) 〈『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五五年度、 詳細な分析はなされていないのが現状である。 (「福井藩主松平宗矩の家格昇進運動──一橋小 については、 これまで舟澤氏が上記 一九八一年 第一四輯

- (4)福井県立図書館保管松平文庫二一〇号
- 紀要』一一、二〇一四年)一〇頁。堀井雅弘「研究ノート 福井藩士大道寺友山」(『福井県文書館研究(5)『福井藩士履歴四た〜ね(福井県文書館資料叢書一二)』二〇一六年、
- 一九五一年、八六三頁)。以下「国事叢記」を「国」と略称。 誌懇談会共編『国事叢記上(福井県郷土叢書第七集)』福井県郷土誌懇談会 「国事叢記」八 延享四年五月廿八日条(福井県立図書館・福井県郷土
- (7)「国」八 延享四年六月五日条(『同』八六三頁
- (8)「国」八 延享四年六月六日条(『同』八六三頁)
- (9) 「国」八 延享四年六月一六日条(『同』八六六頁
- (11)「国」六によれば、享保一五年三月一八日のこととする(註6、五八八頁)に「延享四丁卯年六月十二日御養君被仰出旨ニ付御家中へ被仰出」とある。に「延享四丁卯年六月十二日御養君被仰出旨ニ付御家中八世のものには包紙に「延享四丁卯年六月十二日御養君被仰出旨ニ付御家中八世のものには包紙に「延享四年六月一二日条(註6、八六四に「延享四年六月一二日条(註6、八六四に「延享四年六月一二日条(註6、八六四に「延享四年六月一二日条(註6、五八八頁)とある。
- 13 12 御座候ハ、、私共儀御役御免被下候様ニと」返答し、「不同心」 老中前之儀は前々ら御留守居共御用相勤来候、 尋ねたいことがあるので大道寺が屋敷に赴き用人春日井庄兵衛に面会する 合わせを受けるなど、老中に呼び出されることは初めてのことではなかっ 大道寺はこれまで老中酒井忠恭の屋敷を訪れ宗矩実子の有無について問い 守居三人に書状を見せ、考えを聞いた。 よう書状が到来した。書状の内容を明石縫殿へ伝え宗矩拝見後、 養子決定翌日の六月一三日もしくは同一四日に薮忠通より、 松平文庫「越前松平家系図」(註2、二七~二八頁 留守居の一人大谷弥一右衛門は「御 然ル処御用人ニて相済儀ニ の旨を伝えた。 堀田正亮が 宗矩は留

御用について五つの作法を大道寺へ伝えた。 御用について五つの作法を大道寺へ伝えた。 の原答、ならびに老中前とは、家は不快感を示し今回の件は「心得違」との返答、ならびに老中前を居共と私不和ニ相成候では、用向之差支ニも相成可申や」の旨を伝達したが、薮は不快感を示し今回の件は「心得違」との返答、ならびに老中前とたが、薮は不快感を示し今回の件は「心得違」との返答、ならびに老中前とは当家に不知の変目大道寺は薮のもとを訪れ、家老飯田肉八へ「御老中前之御用について五つの作法を大道寺へ伝えた。

つとする。この作法に従えば本件は⑤に該当する。対談、⑤特に重要ではないことについては用人を呼んで内々に伝達、の五いては家老を呼んで伝達、④献上物などについては留主居を呼び用人ともほど重要ではないことは用頼の者頭衆をもって伝達、③領分仕置などにつほど重要ではないことは用頼の者頭衆をもって伝達、③領分仕置などにつ

承された。 用掛の用人のうち一人赴く旨を伝えていただければありがたいと願い、了内用による呼び出しの場合は、堀田正亮用人より福井藩留主居へ切紙にて内用による呼び出しの場合は、堀田正亮用人より福井藩留主居へ切紙にて

と大道寺を評した逸話が載せられているが、逸話の真実は不明である。士て御座る、兼て大道寺ハ聞及ひました、兵部殿ハよひ家来をおもちやつた」士・用人共ハ色々手寄を以、何卒取入望以と言、最中いやといふハ頼母敷・用人共ハ色々手寄を以、何卒取入望以と言、最中いやといふハ頼母敷この一件を受け堀田は「きつい賞味、当時其元と拙者申談手前え参れと

- 齟齬がみられる(註6、八六六~八六八頁)。 月二六日条拝領添地請取の記事掲載の図([図1])では六六二八坪とあり(4)「国」八 延享四年六月二五日条では坪数を六六二四坪とするが、同七
- (15)「国」八 延享四年六月二六日条(註6、八六七頁
- (16)「国」八 延享四年七月二六日条(註6、八六七~八六八頁)

- (17)「国」八 延享四年八月五日条(註6、八七三頁)
- (18)「国」八 延享四年八月一九日条(註6、八七五頁)
- (1) 「国」八 延享四年一○月二三日条(註6、八八二頁)
- 「国」八 延享四年一二月二三日条 (註6、八八五~八八七頁)

20

一、十二月十一日三将御登城、御老中列座以御書付被仰渡(21)「国」六 享保六年一二月一一日条に詳しい(註6、五一八~五一九頁)

上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事 と思召候、中子中野子女子、八年世子、一次八百石、都合 一方石被下置候、千次郎儀は則中務大輔養子被仰付候間、成長之 と、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事

十二月十一日

事ニ被思召故也と、於御城物語旨は各別、外ニ例無之、誠ニ中納言殿より御正統故、公方ニも御穢御同井上正岑曰、伊予守殿死去之間も無之内、被為召相続被仰付儀、三家井上正岑曰、伊予守殿死去之間も無之内、被為召相続被仰付儀、三家

(22) 松平文庫「越前松平家系図」(註2、二九頁)

田中 大道寺繁郷 『越城亀鑑

越城亀鑑」 翻刻

凡 例

do?id=1045999&smode=1) において、画像公開されている [二〇一七年 とした。 本書は、 一一月三〇日現在]。 ル ア ーカイブ」(http://www.archives.pref.fukui.jp/archive/detai なお本書は「福井県文書館・図書館・ふるさと文学館デジ 福井県立図書館保管松平文庫二一〇号「越城亀鑑」を底本

漢字は常用漢字に改め、変体仮名・合字は之(の)・ゟ(より)・而已 でを対象とし、それ以降の寛延三年~宝暦八年(一七五〇~一七五八) については次号の掲載とした。 本稿では紙幅の関係上、延享二年~寛延二年(一七四五~一七四九)ま

校訂にあたっては、文中に読点・並列点を加えた。 み)を除き平仮名に改めた。

出は省略した。 改行は原則として追い込みとした。また読みやすさを考慮し、 闕字・平

本

文

表紙・ 題簽)「越城亀鑑

を以 延享二乙丑年御参府後小笠原石見守殿之御用御賴浅井源左衛門御留守居 部卿様御嫡子様御当家え御養君二被為入候濫觴崎宗尹(松平重昌) 御内々御頼被仰遣候御口上書之趣

も御座候え共、 堵至極難有奉存候、 仰出候砌、 男子無御座候、 御事共之儀ニ候えは、自分何之願望毛頭無御座候、 之儀抔曽て存寄無御座候、兼々申候も末家之次男ニ御座候 再勤ニて御座候故か中将怠り申候、然処去々年日光御修復御 末々御用ニも相立候様ニ仕度、 仮養子之願不申上、 兵部太輔え御前御沙汰之趣被仰渡候ニ付、 汰も御座あれかと乍恐家中一統願奉存候、兵部太輔儀は昇進 手伝蒙仰無滞相勤候えは、何卒ヶ様之御時節を以昇進之御沙 壮年ニて死去仕候故、兵部太輔吉品儀は老年迄相勤候え共 伊予守忠昌儀侍従ゟ直ニ宰相ニ昇進仕候、 兵部太輔儀当年抔官位昇進之御沙汰自然有御座間敷や、故(松平米輝) 冥加ニ相叶本家相続仕大録・高官ニ罷在、段々御厚恩之 於殿中御老中様御列席ニて、 此段は昼夜辛労ニ被存候、始て国許え御暇被 少も早く男子有之候ハ、国仕置等も為見習? 其上壮年ニも罷在候えは、 御用番様え右之趣度々申上置候えは、安 是而已心願ニ奉存候、就夫 同氏但馬守被召加(松 平 直 純) 其後何も少将之内 今以隔年御暇之節 旁以不急儀こ 併いまた

兵部太輔亡妻 誠以神君様之御血脈御親く相成、 緒近キ御方様若当家え被為入候ハ、、 遊 奉存候、 儀ニ奉存候、併右申上候御上御由緒近キ御方様被為入候ハ、 方
ら直養子と御座候ては、一門共之存も如何可有御座候、万々 御三家様方御連枝も多く御座候間、 本望至極ニ奉存候、 脈断絶仕候、 始家中一 御公儀之御養君抔ニ被為成御城ゟ被為入候ハ、、 被下度御事奉存候 奉存候、 相整候処、 兵部太輔は勿論家中・万民迄も千々万々冥加至極 統残念ニ存候訳は、 若又御入輿之御沙汰御座候共、 出 依之乍恐御上御繁栄之御事ニ御座候えは 儀 .生之子共も無之、 は 伊予守吉邦娘ニて御座候、 扨又如何敷申上様ニは御座候え共、 右亡妻迄ニて故伊予守正統之血 去々年死去仕候、 先祖中納言殿え立帰候様ニ 若シ御誘ひニて御三家様 誠ニ先祖・子孫え対シ 幾重ニも御用捨被 是又上意を以 兵部太輔 格 別之御 当時 御 難 由 婚

召候、 仰入候処、 源大夫を以右之趣申達候処、 え相伺候様ニと被仰付候 見守殿ゟ是非御挨拶可有之儀ニ候処、 大道寺孫九郎を被為召、(編井籌用人) 之御挨拶も無之ニ付、 人共を以差出候由也、 右之趣浅井源左衛門口上ニ申 加納遠江守殿ニは承知も有之候や、 御請取置候 右御内願之趣去年御参府後石見守殿え被 由御挨拶は在之候え共、 翌延享三寅年御帰国 右之次第一々被仰聞、 二付 あ 達、 なたへ罷通候様ニと源大夫申候 孫九郎儀加納殿え罷越、 猶又右覚之由ニて石見守殿 打捨おかれ候や御不審二思 其方罷越候て遠江守殿 前徳正院様御 早二ヶ年ニ及ひ石 其後一向ニ有 家老吉川 前 無 用 え

> 申 処、 ŋ 二候、 ニ存候、 申間敷候、 之内にてもと在之段は不宜候、 納殿え持参懸御目候処、 戻し被成候間、 殿
>
> お御返し
>
> に付、 帰申上候処御承知被遊、 先達て石州え被仰込候儀を我等取扱候ては不宜候間、 朝加納殿え罷出源大夫を以申入候処、加納殿早速御逢被仰聞候は 知 付 大慶申段、 え被遣候御書付御取戻シ之上我等取扱可見申旨御申ニ付、 候二付罷帰、 候えは御満足被遊、 候、 候様ニと相頼可申由ニて、 候、 源左衛門奉承知候え共、 例席え罷通り 又々明日ニも加納殿え参り、 尤不軽御内願ニ候えは、 日々石州えは出合候え共、 御心願之趣は随分致承知候との御挨拶二付罷帰、 御礼之趣 此儀は我等方ニて宜様ニ差略可申候、 其趣達御聴候処、 加納殿之致持参宜申達旨御意二付登城前相考、 猶又孫九郎被召出、 候処、 通り申達候様ニと被仰聞 左候ハ、亦復遠州え其方参り 御一 早速源左衛門被召出、 加納殿御逢被成、 覧候て此御書付之内御三家之御連枝 余程手間取程過候て右御書付石見守 右御書付之御控御渡被遊 ヶ様之軽キ思召ニては御大願参届 夫ニては石州ゟ有無之挨拶無之筈 いつれニも急ニ御沙汰ニ難被及儀 右御内願之儀終ニ不承候と御 此書付之趣ニ候、 内 「々之書付石州ゟ漸 源大夫え被申達 右之次第被仰聞 先々御書付留置 い無相違領 先達て石州 候二 宜御工夫給 一付、 其段申 其趣罷 御請取 1.々御 趣致承 取 加 候 蓼

共、重も立候て御用御取次之方は難相勤候、尤其御家之儀は此以時若年寄御本役ニて尤御用御取次をも兼相勤候様ニは被仰付候え御自分儀藪主計頭殿え懸御目置可然候、子細は遠江守殿御事、当翌延享四夘年正月加納殿え罷出候処、吉川源大夫を以被仰聞候は、

処、

何

.事やらん先々早く罷越候様ニと御意ニ付、

瀬兵衛宅迄孫九

今日中瀬兵衛宅迄罷越候様ニと申来候ニ付、

候 H

間

1酒井雅楽頭殿神老用人荒木瀬兵衛方ゟ手紙到来、

申達度儀在之 其段達御

聴候

同年

应

月御参府被遊、

いまた御参勤之御登城も無之内、

四

月十

候処、 は 毎度致噂候よし万端御懇意なる挨拶ニ候、 今日之儀は先為御礼致何公候、持参之心懸もなく尤平服ニて候間 申達候処、 紙にて今朝之趣肉八方え申遣候処、 老飯田肉八方え其段申遣候様ニと御申付被成、 其趣加納殿え申達候処御承知有之、 事ニ候えは一段之事候、 留守居え逢被申儀嫌ひ被申故か、今以不埒明候、 御目置候様ニと御留守居共え三・四年以来被仰付置候え共、 御側第一之仁にて候間、 角御逢被成候様ニと申、 追て相改可罷出由申候処、 付 頭殿御申被成候由二候、 候ては何そ御用差支ニも成候ては如何ニ候間、 後とても御如在ニは不存候え共、 居間・書院にて殊之外親敷物語等致し候 御家老中え申達、 対客之間ニて御逢有之、とくニも懸御目筈ニ候、 其段御国当時御中老也之相伺候処達御耳、 主計頭殿御聞被成、 翌朝主計頭殿え罷越肉八呼出し御礼一通り 内々あなたへ通り候様ニと申候ニ付罷通 先一通為御礼藪殿え罷越可然由申来候二 御用相弁候ため掛御目置候様ニと御指 早々懸御目候様ニと御国ら被仰越候故 肉八申候は左様御支度ニ及不申候、 追付致登城候間御逢可有之旨二付 御取次本役之通ニは難成候、 吉川源大夫を御呼出し藪殿家 何時ニても御逢可被成旨主計 其以後罷越候処、 兼々藪主計頭殿縣 即日源大夫方ゟ手 当時藪主計殿ニは 加納殿御申聞之 遠州とハ 後々 惣て 兎 左 図

> 御用 郎罷 御座候二付、 や 御弘メ等も不被成候や、 出 部 兵衛申聞候 候処、書付両通・口上書共ニ請取、 \Box 又先年松平左近将監殿被仰聞候、 之趣罷帰申聞候上御請可仕旨申達罷帰、 向二承知不致候二付、 人無之ニ付、 存生之内ニも終ニ出生無之、尤最初より国元・此表共ニ召仕候婦 て返答可仕旨瀬兵衛申聞候ニ付、 様ニと思召候、 上書都合三通相認、 .生之御子様有之候え共、最前思召之趣も御座候ニ付御差控被 太輔様御出生之御子様方今以不被成御座候や、 御内々御尋被申候、 띮 人學中老·御留守居共被召出被仰聞候上各申談書付相認、 [候処、 家老共初孰も色々申見候え共、 男女共ニ出生無之候、 雅楽頭殿内々にて其元え相尋候様ニと被申候は、 併重キ儀ニ候間、 此表・国許共二出生は無御座候、 即晚雅楽頭殿え孫九郎持参、 又は御家中え差遣被置候御子も無御座候 尤表立不申儀二候間、 公儀思召之御留書之御写、 兵部太輔様被達御耳候上相伺候 孫九郎致挨拶候は兵部太輔奥方 追付雅楽頭殿え可入御覧旨瀬 奥方不幸後今以召仕候女も無 達御耳候処御承知被遊 如何様成存も候や一 外えは沙汰不致候 若又御国許 瀬兵衛え相達 猶又御尋 外二 成 猫 御 兵

右御書付左之通

え共、 え申聞候処、 は家中え遣置候子共等も無之候や、 兵部太輔実子今以無之候や、 最前思召之趣も御座候ニ付差控、 段宜御挨拶申上 此表 国許共ニ男子・女子共ニー 候様二兵部太輔申付候 若又国許等二出生之子共在之候 御内々御尋之趣兵部太輔 弘メ等不仕候や、 向 以 出 生無御座 又

四月十一日

大道寺孫九郎

享保十五戌四月十六日為上使水野和泉守殿を以、「まな」 監殿·酒井讃岐守殿御列座、 蒙上意、 之御暇被仰出、為御礼同十八日登城仕、於御白書院御礼申上 御礼後於御白書院御縁側水野和泉守殿・ 同名但馬守被差加、 左近将監殿 松平左近将 国許え始て

汰二候間、此旨可被相意得候 え共、実子出生迄は仮養子之願申上ニ不及旨、 今度国許え之御暇被仰出候ニ付、 仮養子之願可被指出 御 前御沙 候 被仰渡御口達之趣

右被仰渡、 畢て

挨拶、 御上ニも御子様方も被成御座候えは、 左近将監殿被仰聞候 思召も可有御座との御

右両通近藤十兵衛相認 御書紙半切

口達

間、 不軽儀容易ニは難被申出差控罷在候、 尤壮年之事二御座候え共、 日 砌は兵部太輔未若年ニ御座候、 様方御列席ニて御懇之趣被仰出 兵部太輔国許え始て御暇被仰出、 存ニ御座候、 々ニ重く難有被奉存候、 無事之內兼々心願之趣御物語被仕置度存二御座候え共 此旨をも御序を以被達御聴可被下候 死生之儀は老若ニ不依儀ニ御座候 兵部太輔今以実子出生無御座候 次第二年齡二相成候程御厚恩 右御礼登城仕候節、 冥加至極難有被奉存候、 折を以御物語被仕置度 御老中 其

大道寺孫九郎

但此一条は瀬兵衛え孫九郎口達之趣也 て孫九郎自筆ニて月成半切ニ相認 雅楽頭殿御好ミに

右御書付・口達共ニ都合三通、 瀬兵衛え相渡し候処、 雅楽頭

殿御請取有之候由

御参勤之御礼四月十五日被仰上候後、 延享四卯六月十二日御養君被仰出候、於御黒書院溜御老中御列座 て候、 之趣申上候えは、 候書付共不残手前え相回り、是二轅中致し候、 思召候由、 も手出し不相成、 出 城前御逢候て色々御噺共在之候、 運二被為成候、権現様天下御手二入候儀、 張、 追付御沙汰可有之候由、 上杉景勝を厳敷御押へ被成候ニ付、 毎度上ニも上意被遊候、 何事やらんと御機嫌御うるわしく被成御座候 御留守御丈夫二被思召候故、 殊之外機嫌能御咄有之候、 関ヶ原御陳之節秀康公小山え御 扨此間雅楽頭殿え其元被差出 主計頭殿え罷出候処、 偏ニ秀康公之御働故と 江戸御留守え景勝一寸 扨々結構成御事ニ 関ヶ原表全く御利 御登

年寄衆御廻勤被遊候 右ニ付為御礼西丸え御登城被遊、 刑部卿殿嫡子小五郎殿、 松平兵部太輔養子被仰付候 夫
ら
一
橋
御
勤
被
遊
、 御老中・

若

上意之趣御用番酒井雅楽頭殿被仰渡候趣左之诵

右御用掛り左之通被仰付候

御用人

/天方数馬 大道寺孫九郎

儀

0)

但 |此節ゟ只今迄之御 用人を御中老と唱、 御奏者番を御 苚 人

奏者番 |兼と被仰 出

橋二て御用掛り左之通

高林弥兵衛 川孫太郎

小五 堀田相模守殿え被仰達候、 趣二付、 郎 様と申御名、 中納言様御幼名之御事ニ候間、 橋二て御用ニ候間、 早速御達之通被仰出 於義丸様と御改被成度旨 御名御改被成候様との

H

然ル 御 候、 処えは存付も無御座、 子二被遣、 置等宜候段達上聞、 之思召違ニて候、 常盤橋御屋敷甚御手狭二候故 甚之御了簡違ニて候とにか てハ無之候、兵部太輔殿御身持宜御勤向も怠りなく、 付候二付、 仰聞候趣申聞候ハヽ、 屋 養子被仰 処手放シ霊岸嶋ニ被差置度との儀、 後 「敷ニ御住居被成候様ニ被遊度旨、 ⁻左衛門尉殿御屋敷と余程余計之地坪 (* *) ||々御用ニも被為立候様ニとの深キ思召を以其方え被遣候 度何卒借受候様二仕度存候 兵部殿側ニて御育、 薮殿え参り其段申達候処、 茁 候二付、 其元え一橋之御嫡子を被遣候儀は、 尤と思召候ニ付、 屋敷手狭二御座候故、 若殿様御部屋建候御場所御吟 別て難有可被奉存候、 く敷御申ニ付、 平常之身持漸々ニ仕置等をも御見 御殿建候御場所無之ニ付、 何卒御工 刑部卿殿嫡子をそなたへ養 薮殿御聞被成、 薮殿存を相尋候様ニと被仰 決て伺も不相成事ニ 有之候様ニ承り 一夫被下候様ニと申 右之段申上候、 孫九郎申候は左様之 夫ニ付手前上屋敷 味有之候処 家法正敷仕 別之思召に 夫は以之外 霊岸嶋 及ひ 只今 候

> えは、 先々承置候と御申被成候 御尋ニ付、三千坪余も此方ゟは坪数多キ様ニ及承候段申達候えは 是は又格別之事ニて候、 如何程余計 在之候様ニ及承候やと

津田九右衛門・加藤長右衛門両人儀はととふの儀不申上、(編#籌留守居)(編#籌留守居) 夫

方

両

三

日

も

過

候

て

、 御意二付、 は、 為御見、 明石縫殿え申聞入御覧候処、 留守居共計罷出 兵衛え逢可申之旨奉承知候、 意ニ付、 相模守殿と薮殿と直談之儀否共難申事ニ候、 被成候、 罷在候由 儀二御座候ハ 之儀は前々ら御留守居共御用相勤来候、 候間左様心得候様ニと主計頭殿御申之由申来候ニ付、 主計頭え堀田相模守様被仰候は、 意被成候、 御移り次第二宜可申達旨申上候えは、 [中ニ相模守様え罷出、 二御座候故、 此節薮殿不機嫌にてハ如何ニ候、 留守居共存御尋被遊候処、 肉八方えは明朝罷出御答可申上旨及返答候と申上候え 存寄御尋被遊候処、 其段は只今御前ニては難申述候、 御留守居共退出後拙者儀被召呼、 翌朝薮殿え罷越肉八呼出し、 勤来候儀 私共罷出奉伺候、 私共儀御役御免被下候様ニと申上候由 薮殿家来飯田肉八方ゟ手紙ニて今日 用人春日井庄兵衛呼出し逢 候処、 加納様 大谷一右衛門御請申上候は御老中御留守居共三人共ニ被召出、右手 御老中 拙者此 御尋被成度儀候間、 不同心之様子ニ相聞へ 此方様なとハ御内 明朝罷越何と可申と存やと 必々卒忽之挨拶致間敷旨 |度相模守様え被召呼罷出 前之儀は当家ニて只今迄 然ル処御用人ニて相済 堀田様え罷出 兎ニも角ニもあなた 如何返事致候やと御 肉八方台之手紙 可申旨被 拙者儀 右之紙 春 々申上候 平伏仕 右手紙 候 Ħ 於殿中 井庄 併 両 仰 面

御用 畳難 ニて、 なく、 は其 候て 聞由ニて入候て追付罷出、 候儀二候 守様御 こてはケ様ニ五段ニ相分レ居申事候、 を以被仰達候、 筋は御主人え御老中直談ニて候、 心得違ニて候、 嫌にて相模守殿と手前か申談たる儀か、 て致退出 可 一物等之儀は留主居被召呼、 是等之趣御耳二被達給り候様二と肉八え申達候処、 は、 候やと御申候て、 有奉存候段申達候えは、 申 、趣可申聞候え共、 中留守居共と私不和ニ相成候ては、 「候様ニ留守居共万々一存候ては主人之為ニも不宜、 不調法之儀申上候、 通 御内々御聞被成度と在之儀は、 此度用掛之用人共之内壱人罷出候様ニと申来り候えは、 直談ニて被仰下候ては余り結構過申候、 由御申聞被成候二付、 り候処、主計頭殿早速御出肉八え御申聞之趣致承知候、扨 ・直ニ可被申と申、 家法二相背 迚之儀ニ相模守様御用人中ゟ此方留守居共え切 御領分仕置筋等之儀は家老共被召呼被仰聞候、 惣て御老中前御用之儀五通り有之候、 候 主計頭中々承知被致間敷 様 余程不興ニ相見え候え共、 あれへ通候様ニと肉八申聞候ニ付、 何レニ参上は可仕候、 只今之趣申聞候処、 相 成如 拙者申候は左様之御作法曽て心付 左様之自由ヶ 用人共及対談候、 左程ニも無之儀は用頼之者頭 何二存候、 用人被召呼被仰聞候、 いつれニ早々相模守殿え罷 用向之差支ニも相 いやといわる、ものかよ 間敷事かいわるゝも 留守居共勤 主計頭以之外不機 御内用ニて 差て重キ儀ニても 候、 併御手前様と相模 何 分宜奉 夫共ニ先可 甚重キ御 野内之儀· 肉 其 年願と申 被召 八申 二 上 此 成 公辺 例席 可 献 重 申 候 申 0 紙 呼 衆 用 R 筋 を

> 処、 即 守殿え罷出候えと機嫌よく御申ニ付御 今日中二用人共合留守居衆迄可申参候、 よひ家来をおもちやつたと、 の家老・ 候えは御機嫌之御様子ニ被為入候 家法二障る二付ていやしやと言士ハ当時天下ニ御座るまひ、 言ましたか、 Š Ė 主計頭殿早速御逢、 |肉八方ゟ手紙ニて追付罷出候様ニと申来候故達御耳罷出 頼母敷士て御座る、 用人共ハ色々手寄を以、 きつい賞味、 外之挨拶もなく今朝御申 兼て大道寺ハ聞及ひました、兵部殿 当時其元と拙者申談手前え参れと申を きつい賞美くと押返しく 何卒取入望以と言、 礼申達致退出、 左候ハ、一両日中ニ相模 候趣 最中 御前え申 相模守殿 いやと 御申 世上 候

11

即 地 御内々御聞被成度との事ニて 尋候えは早速相知れ候え共、 え数馬罷出候処、 天方数馬罷出候様ニ可仕旨申上、 えは其方参るやと御意ニ付名指も無御座 人壱人一両日中ニ罷出、 面 日相模守殿用人共
の御留守居共
を切紙にて
此度御 坪数共二相調差出申 御尋之趣御隣之坪数之事ニて候、 偯 春日井庄兵衛呼出 候、 はや御用筋他え洩れ候意味在之故 翌朝御留守居同道ニて相模守殿 依之御隣之地面坪 候間、 し逢候様申来達御耳 筆順 数 心二も御 苚 公儀之御帳御 掛り之御 此 方様御 座 候 間 用

同 側御老中御列座、 年六月廿五 日御奉書御到 酒井雅楽 来二付御登城被遊候処、 頭 一殿御 に書付を以被仰 渡 於御白 書院御

但此方様ゟ御願等は無之候御添地被下候御添地被下候上屋敷手狭ニ付、酒井左衛門尉上屋敷手狭ニ付、酒井左衛門尉 松平兵部太輔

御 隣 屋敷之内此方様え御添被下 候二付御普請御取 懸在之処、

之御挨拶在之候処、 仕や当惑仕候と御物語致し候えは、 夫は御難儀たるへくよし 一通 御座候、 嶋二二番手は指置候え共、 数は入置候え共、 屋も無之ニ付薮殿え孫九郎罷越申達候は、 迄之御隣堺之御長屋数拾軒取こぼち不申候えは御普請 有被思召候 諸家共ニ居屋敷或は中屋敷・下屋敷等ニ人数差置候、 過分之人数も入置申候、 し不申候はては普請出来不仕候、 被奉存候、 可 右御長屋ニ被差置候御家来共何方えも難片付、 相成儀ニ候ハ、上野宿坊ニ仮小屋を掛一番手指置申度存ニ 乍去被仰出候筋も御座候えは押て左様共難仕候、 右二付普請取掛り候二付、 近年上野御山内ニ人数入置候事無用ニ被仰出 両日過候て上野火之御番御免被仰出候、 以前は上野宿坊ニ小屋懸ヶ仕一番手之人 壱番手は手寄ニ候間、 当時上野火之御番被相勤候二付 添地·長屋共其外余程取崩 此度御足地被下置難 上屋敷二差置由 御余計之御 此方も霊岸 難相 如何可 成 尤 長

御 共二御逢候儀出来兼候、 輔殿え津田九右衛門被仰付、 御取次被仰付候、 儀は御断ニて大岡出雲守殿・高井兵部少輔殿同日ニ御取立、 (** *) 御願之処御免無之、 故 両 昼夜無寸暇候故御断申上候処、 所 江拙者相勤候様ニ御意被遊候え共、 依之大岡出雲守殿え加藤長右衛門、 折々御機嫌伺登城有之候え共、 依之御奧向御用筋御差支被遊候二付、 手寄くくを以両人申込候え共、 或時小杉鼻紙弐枚二書候女中文 此節専御養子御用掛 御用御取次之 高井兵部少 両所 御用 御役

也と御意在之候、其文言候えは、夫は出雲守殿母義喬松院殿ゟ上野住心院えやられたる文候えは、夫は出雲守殿母義喬松院殿ゟ上野住心院えやられたる文是非其方罷越候えと御意ニ付、是は誰殿之文ニて候やと御尋申上を御取出し被遊、是見候えと御意ニ付内見仕候処、其趣ニて候間

止御請申上候
上御請申上候
上御請申上候
との一人人兵部太輔様御留守居加藤長右衛門殿と申方、出雲守への一人人兵部太輔様御留守居加藤長右衛門殿と申方、出雲守への一人人兵部太輔様御留守居加藤長右衛門殿と申方、出雲守へ上御請申上候

付候
高井えも孫九郎ふといわれ候間、両所え其方ゟ申遣候様ニと被申高井えも参候様ニと被申候て、直ニ家老飯田肉八御呼候て大岡・見被申候えとくゟ被参よと申候ニ彼是と申逃ヶ被申候、大岡へも見被申付えといる被参よと申候ニ彼是と申逃ヶ被申候、大岡へも

即晚肉八方台手紙ニて大岡様・高井様え申遣候処、 来候二付、 城 逢可被成旨二候間、 前直二御逢被成候、 参被成候処御得心有之、 趣堀田相模守殿え被仰込可然旨ニ付、 本多伯耆守殿え御内々御相談有之候処御承知有之、 是
ら
前
金
紋
御
挟
箱
之
儀
御
留
守
居
共
え
被
仰
付
、 其旨達御耳、 先為御礼明朝ニも御両所様え罷出候様ニと申 依之何も持参致さす平服之侭にて懸御目候 翌朝御両所え罷出候処、 朱書ニて加筆等も在之、 相模守殿え御書付御持 御両所共二御登 酒井雅楽頭殿 何時ニても御 首尾宜キ趣 御内存之

え共、 成度との御願、誠ニ無御余儀御願故御老中方何も御同心ニ候 御留守居共え被仰付候事之由後ニ承り申 残念ニ奉存候由、此一件は拙者えは曽て御相談無之、 被成候、 被成候儀気之毒ニ思召候、 節は金紋之御挟箱為御持被成候処、御家え被為入、革を御掛 御様子ニ相聞候、 二付御清書被遊、 定て何方にてぞ差支候訳在之儀と思召、 何方にぞ相滞候て上聞ニも不被達やと御留守居共打寄 如何いたしたる事にて候や、 於義丸様ニは只今迄之通金御紋為御持被成候様ニ被 右御内願之趣は於義丸様一橋二被成御座候 翌朝御持参御差出、 御主様御一代は其侭革を御掛ヶ可 右御書付追て御返し被成 相模守殿首尾能御請 御残念二思召候 御内 取

て候故 拙者儀高井・大岡え折々罷越少々御心易相成候節、 被成候 殿御申ハ先頃承りたる事にて候、 成間敷やと申候えは、 にて候と笑ひなから御申ニ付、 大岡殿え承合見候えと御意ニ付、 中 々急二は相成間敷候、 何を言ても先頃之もやくくが間のなき事ニ 何卒手前え引移被申候以前ニは相 何とやらんもやくとしたる事 大岡殿え御物語致し候処、 御時節も可有之旨丈夫ニ御申間 右金御紋之儀 大岡

筆部屋諸事留ニ有之延享五辰四月十五日於義丸様大奥え初て御登城被遊候、委細御祐延享五辰四月十五日於義丸様御引移被遊候、委細諸事覚帳ニ有之局年十二月廿三日於義丸様御引移被遊候、委細諸事覚帳ニ有之是迄ニて金紋之儀此方様ゟ御願筋無之候

寛延二巳十月徳正院様御逝去後、堀田相模守殿え御家老

·被差出候書付大御書紙

家中 え共、 と奉存候ニ付、 可奉存候、 被下置候ハ、、 談も可仕儀ニ御座候え共、畢竟家老唀ニ相成、 趣も御座候、 之者二相続被仰付候儀、 之趣被仰含候御品共冥加至極難有奉存候旨、 見候様申付置候書付御座候二付、 付、同性千次郎を仮養子願置候え共、 被為召、 伊予守死去之節、 年御内意之趣も被仰含候御儀ニ御座候えは、 儀は勿論、 差置候、 義丸養子被仰出候以前、 且又兵部太輔存生之内若シ急症ニて致病死候節、家老共致按 召候ニ付、中務太輔え相続被仰付候旨御書付を以被仰渡候、 続被仰付候儀一家之者共は不及申、 於義丸遠慮明候 . り兼可申やと是而已恐入奉存候、指当り一橋様被成御座候 重キ御方様故万端差控罷在候、 在々迄安堵仕、 御老中様方御列席ニて被仰渡候は伊予守実子無之ニ 依之国許・此表家老共一統奉願存候は当家之儀幼年 左様御座候ハ、家中・在々迄万事〆り宜可有御座 仕置筋之儀迄も一橋様御後見被成下候様ニ被仰 尤越前一家之者共も罷在候えは、幼年之間は相 此段乍恐奉願上度奉存候、 国許・此表家老共始家中之者共迄も一統難有 ハ、家督可被仰付儀と奉存候、 同性大和守・左兵衛督并中務太輔儀御城え(松平 #畑)(松平直常)(松平常昌) 兵部太輔兼々申 此御方様え兵部太輔被召呼、 右申上候通伊予守死去之砌被仰出候 此度披見仕候処、去々年於 上之御為ニも不可然被思 此以後は於義丸養育之 伊予守跡幼少之者ニ相 付置候仕置筋相立候様 此御方様ニは去々 委細自筆を以認 何卒御賢慮を以 領分之仕置等 就夫先 御内意 茁

申上候儀ニては毛頭無御座候、 統之心願奉申上候、尤右之趣於義丸幼年之儀を無覚束存候て り宜御座候様ニ、偏御憐愍を以何分ニも御賢慮被遊被下置候 候御儀ニ御座候故千万恐入奉存候え共、 此御方様ニは於義丸養子被仰出候前後ゟ万端御取扱被遊被下 右申上候趣共一家之者共を始何方様えも可申達様無御座候 二家老共一統奉願外無御座候、壮年之主を失ひ幼主を保護仕 家中之者共当惑仕罷在候段、 幾重ニも家中末々迄仕置筋〆 乍恐御尊察被遊可被下候 以上 国許・此表家老共一

不顧憚御内々念頭之趣奉申上候、

別紙 半切ニ認い 十一月

及申、 此段一類中又は用向御頼申候御方々を以も難申上儀二付、 之存念も相立、私共并家中末々迄難有仕合奉存候 見立被遊と被思召被為添御賢慮被下置候ハ、、兵部太輔生前 参至極憚入奉存候え共持参仕差上申候、 之不得止事別紙書付之趣、此御方様え奉入御内聞度奉存候 候故仕置筋之儀、差当り養育等之儀迄私共当惑仕罷在候、 被居候儀故家督之儀は各安堵仕罷在候え共、幼年之儀ニ御座 兵部太輔病気養生之間も無御座壮年ニて致卒去、於義丸は不 家来共別て愁傷仕候段御尊察被遊可被下候、 偏二幼年之於義丸御 併於義丸 推 依

> 候故、 者共えも申聞安堵為仕候様ニ、 曽て安堵不仕恐懼仕罷在候、恐多御儀ニ御座候え共、家中之 在之節は如何成行可申やと、 御大法も御座候御儀ニ御座候えは、幼年之内万一不慮之儀も 猶又公儀之思召も可被成御座やと、乍恐私共儀は安心仕罷在 儀二御座候えは、 、、重畳難有仕合奉存候、以上 無覚束存候で申上ル儀ニでは無御座候段相認申候、 万一於義丸幼年之内不慮之儀御座候ても、 家中之面々・其外末々二至候迄 追ては被仰出候御品も御座候

十一月 松平於義丸

口上ニ申上候趣

問奉書半切ニ認

本紙書付之表ニー橋様御後見之儀と計相認候え共、 て重キ御儀二御座候故余り恐入奉存、書面ニは書顕シ不申候 兼々兵部太輔申聞置候大望・大願之意味御座候、併此儀は別 極意ニは

此段は尊察を以御賢察被遊可被下候

右書付之趣、 可被下候、以上 二御沙汰不仕候、 座候え共、万一御差留被成候ては仕り方無御座候ニ付、 橋様之御家老中えも遂内談候て可申上儀 依之一類中えも不申聞候、 此段も被聞召置 一向 二御

十一月

松平於義丸

鋪え造酒助、 印致シ、寛延二己巳年十一月廿二日晚八半時頃堀田相模守殿御屋 右両通之書付并口上書一 御用人中え逢申度段取次え申達候処暫有之、 大道寺孫九郎同道ニて阿道無之表式台合罷通名札差出 通 都合三通一所ニ封し、 御用人岩滝五兵 岡部造酒助封 (福井藩家老)

右書付之内ニ於義丸幼年之儀を無覚束存候て申上ル儀ニては

却て御不審ニも可被思召候、

此儀は当家

橋様之御嫡子様を養子被仰付候程之御

無御座段相認候儀、

之筋目を被為思召、

て右書付封之侭五兵衛受取之、両人直ニ罷帰申候致承知、此儀ニ付相模守被相尋候品も候ハ、、追て可得御意旨ニ成儀ニ候ハ、封之侭被差上候様致度旨、造酒助被申達候処五兵衛衛罷出知ル人ニ相成、扨相伺申度儀御座候て書付致持参候、可相

翌廿三日晩七時過相模守殿御用人ゟ連名之手紙推察候様ニと在之 御切紙二御尋被成度儀御座候間、 間被指出候御書付共相模守熟覧之上拙者え預置被申候由甚大夫申 認儀と相聞候間、各方を相招拙者承候様ニと相模守被申候、 来ニ付、 書付之内被相尋儀候間、 候ては、 之旨造酒助被申候、 之趣書付相認致持参候、 若シ此一件之儀御不審も可有御座やと奉存候ニ付、 奉存候故、先達て差上候紙面ニ書顕不申候、 極ニ奉存候、 候ニ付、造酒助方被申候は委細御申聞之趣奉承知候、乍憚御尤至 儀二て候を、推察之分二ては一向御取扱難成候、 は最早取返し不相成事候、况重キ御事と相聞候えは一入御大切フ 模守推察を以一言ニても御同席中え申出候儀、 当時天下之御政務ニも預り候事ニ候えは、 相応之返答申遣之 是以如何造酒助・孫九郎両人宛所ニて到来、 右口上書ニ申上候大望・大願之品は甚重キ御儀恐入 其節孫九郎申候は右御尋之儀即席ニ書付差出 御尋之儀ニも御座候間、 明朝五半時相模守殿御宅え可罷出之旨由 今朝罷出候様二被仰下候二付 然処昨晩各台被下候 大小事ニ限らす相 万一齟齬致し候節 書付可入御覧や 御書中二難被相 右 大望 ・ 大願 昨日差出候

大道寺孫九郎各申談候は相模守殿御尋之儀別段之儀ニては有之間一相模守殿ゟ右之通申来ニ付、芦田図書・岡部造酒助・明石主膳・

相認候書付左之通相認候書付左之通相認候書付左之通知の一件、定て御尋ニても可有之候、左候ハ、口上ニて申達候でとの一件、定て御尋ニても可有之候、左候ハ、口上ニて申達候でとの一件、定て御尋ニても可有之候、左候ハ、口上ニて申達候で製候、昨日差出候口上書之内ニ大望・大願之儀御賢察被下候様ニ敷候、昨日差出候口上書之内ニ大望・大願之儀御賢察被下候様ニ

兵部太輔自筆二相認置候書付之趣間奉書

存候ハ、、 生々世々難有御事ニ奉存候旨書付差置候ニ付、 受之御事二御座候間、 之節は一橋様御後見被下候様ニ致度事ニ候、此段家老共尤と 畢竟於義丸為メ不可然候、 就夫於義丸幼年之内、 ては書面ニ書顕シ不申候、 老共一統ニ奉願上候え共、 上之思召を以一橋様直ニ被為入候様之御沙汰ニ相成候ハ、、 者も無之、况仕置筋之儀家老唀ニ相成候ては〆り之程無覚束 去々年此御方様ニて御内意被仰含候趣冥加至極難有奉存候、 此御方様ニは於義丸養子被仰出候前後ゟ万端御引 若兵部太輔不幸之節は於義丸養育可致 幾重ニも御願申上見可申候、 甚重キ御儀恐入奉存候ニ付、 御尋ニ付申上候、 当時一家共孰も年若二候、 以上 国許・此表家 万々一 若左様

十一月廿四日 松平於義丸

書付は事長キ儀ニ付、相模守再篇致熟覧致承知候、別ニ御口上書出暫く在之、用人倉次甚大夫罷出申聞候は一昨日御持参両通之御取次之者案内ニて奥之座鋪え両人相通り候処、火鉢・茶・煙草盆十一月廿四日之朝五時過造酒助方致同道、相模守殿御宅え罷出、

 \coprod 中 大道寺繁郷 『越城亀鑑

間 御 御書付之趣御奥意と相見 は一 趣二引合見被申候処、 共も御自分御預り之由ニ候得は、 御書付御持参之儀も内々ニて相模守え申聞候処可致披見旨申 之表二兵部太輔様被仰置 迄も小五郎様御嫡子ニ御立可被成御事ニ候、 こと被申候は此度 夫罷出申聞候は只今被差出候御書付之表、 被申候由ニて、 被致開封候、 由 は只今御申聞候趣委細相模守え申聞候処被致承知候、 れニも宜様ニ頼入候由申候処、 屋敷え罷帰 四被申 被致候、 は渡可有之旨甚大夫申候ニ付、 れニも相考宜取扱可申旨ニて引込候て、 候故書面 橋様直ニ被為入候様ニ被成度との御願望第一之様ニ相見え由 先最前得御意候趣各方え申達候段相模守え可申聞候、 相模守御取扱難成存候間 左候えは此間被差出候御書付は反古二成候て、 候処、 五郎様当時 扨是は相模守御挨拶ニては無之、 候て相認差出申趣可然や、 二は難被相認候間、 此間之御書付も相模守致開封熟覧之上拙者え預ヶ置 甚大夫申候は先御封之侭ニて可被指出候、 封印之侭甚大夫請取之、 橋様直 御嫡子様ニて被成御座御事ニ 一体之趣意相替儀も無之内、 へ申候、 候御大望・御大願之儀有之由、 二御家え被為入候様ニ相成候ハ 御持参之御書付ともに一向ニ返進 造酒助方被申候は此間差上候書付 甚大夫委細致承知入御念儀二御 相模守致ニも可被思召や、 今日持参之書付致開封可進や之 左候ては御願筋両様 此段は御自分御考被下 引入候て暫く有之、 此間被差出候御書付之 追付甚大夫罷出申 左候えは於義丸様ニ 拙者御物語致し候様 候えは、 今日被差出候 末ニ至り候て 御太望之趣 ニ相見え候 併 相模守可 削 其 一と先 重 甚大 -候間 主い エキ儀 崩 座

被置 只今孫九郎申上候通何レ之道ニも於義丸為メ宜様ニ御賢慮被為 扱被下度家老共念願之外無御座候由申進候処、 思召之段乍恐御尤至極奉存候、 役儀を放れ候て承置申候、 書付共は可致返進儀ニ 致承知候、 夫罷出申聞候は只今御両所御申聞之趣、 こて候間認様前後も可仕候、 此間差上候書付之内ニも思召ニ不相叶儀も可有御座や、 成下候故、 候も於義丸為を存候て之儀ニ御座候、 丸為第一之儀ニ奉存候故、 と申は此間差上候両通之書付共之趣ニ御座候、 付置候趣を奉入御覧度家老共存念計ニて御座候、 孫九郎申候は御受之儀は造酒助可申上候、 此段各方え御物語候様ニと相模守申聞候由甚大夫申候ニ付、 立不申候悪敷御取扱致し候ては、於義丸様御為ニ相成不申事ニ候 は太輔様別て御懇意ニ被成候、 上之思召を以、 如 御相談被成下候様二奉願之段被申述候処、 |候趣を、 左候ハ、其趣猶又相模守え可申聞由ニて引込候て、 何可被為成儀と各二は被存候や、 左候ハ、此間被差出候両通之御書付受取申候、 如此認置候儀と申儀を一通り入御覧候迄二御座候、 御懇意だけニー 一橋様之御嫡子様を御養子ニ被為進候、 候え共、 段々申上候儀二御座候、 誠二承捨と御心得可被成候、 兎ニも角ニも於義丸為メ宜様ニ御取 通り御物語被成 去々年於義丸様御用相勤候砌ら丘 今日持参之書付之儀は兵部太輔書 相模守儀ニ候えは御存生之内御認 其御方様御家柄御格別と有 此方様ニは兼々御懇意ニ被 委細相模守え申聞候処被 只今被仰聞候相模守様 候と相 甚大夫委細致承知 造酒助方被申候は 何レ之道ニも於義 家老共一統之願 兵部太輔認置 追付甚大 此節之儀 且又今日 其外之 尤

は

ル

候、 添

御持参之御心覚之儀も返進可 由甚大夫申聞候、 て無御座候、 為見被成候事二候間是以留置申候、 ん御願之書付之様ニも相聞 被入御念被仰聞候趣をは、 之旨甚大夫え孫九郎承り候処、 此間差出候書付無相違御請取被下候為御礼、 此段能々御承知候様ニ申達候様ニと相模守被申付候 依之忝奉存旨一礼申述、 へ如何ニ候間、 ·被致儀ニ候え共、 追付相模守へ可申聞候由甚大夫申 暫相考候て却て如何ニ候、 此儀を以御取扱仕儀ニては曽 右申候通御懇意を以御 直二両人共二致退出 左候ては何とやら 改候て可罷出 右 B 候

偃

二大道寺孫九郎自筆ニ相認申候右書付封印之儀は何レも岡部造酒助方印形、惣て書付・口上書共右書付封印之儀は何レも岡部造酒助方印形、惣て書付・口上書共

用有之ニ付被召呼候、御留守居加藤長右衛門同道ニて朝五時過相同年十二月廿二日堀田相模守殿え御家老芦田図書・岡部造酒助御細有之同年十二月七日御家督被仰出候、右取扱は御右筆部屋諸事留ニ委

模守殿御宅え罷越候処、

於大書院相模守殿被仰渡、

其上ニて御書

付御渡左之诵

3 子 方 拿 丈

様可仕候、若又一決不致儀は刑部卿殿え伺候様可仕候於義丸幼少ニ付は国許仕置別て入念申付、万事順和取扱候

十二月

右之通被仰出候

御家督被仰出候後年始御鏡餅御献上之儀、加賀・陸奥・薩摩ゟも

殿え罷出相伺可申旨御差図ニ付、 御差図ニ付、 可然事候、 御家老中御指図二付、 御鏡餅御献上有之由二付、 逢候て右御内意相伺候処、 殿掛り御留守居津田九右衛門此節病気ニ付孫九郎罷越相伺可然旨 相伺候処、 **乍去当月御用番ニ候間、** 追て御差図可有之旨被仰聞候 其段罷帰御家老中え申達候処、 相模守殿え孫九郎罷越、 相模守殿御承知有之、 御家台も可被献儀ニ候間、 早速御留守居共左衛門尉殿え罷 酒井左衛門尉殿え相伺可然旨 御留守居共左衛門尉 用人倉次甚大夫え 随分御鏡餅被献 堀田 相

事二候、 事二候、 付罷帰 右御鏡餅御献上之儀相模守殿え相伺候節、 年始拝領之儀ニ候や、 候、 内々被仰聞候は御献上之儀加賀・陸奥・薩摩え篤と承合相伺可 御疎く可相成やと被存候、 被仰聞候ハ、当時一橋ゟ御入被成候事故、 之事ニ候間、 老中方ニて相知レ不申事ニ候、 仰聞候二付其段奉承知候、 心得候、左候ハ、御同性之内御名代を以御礼可被仰上事ニ候と被 召ニ相応不致候、 家方別て御親敷被成候様二致度事ニ候、 此段能 則右之趣御家老中え申達候 幾日にても御一家方御招置被成可然候、 々御家老中え可申達旨倉次甚大夫を以被仰聞候ニ 此以後随分前々合も厚く御親ミ被成候様 内々相伺候処、 此以後は只今迄より猶以て越前家之御 御上

台

拝領

は

年内被

下置

候儀

二候

や、 御一家方御名代ニて早速御礼可有 表向之申談は御伺ニて相済 左様無之候ては上之思 越前御一家様方御親ミ 孫九郎え相模守殿 乍序拙者え 左様 御 柏 然 御